

# 部落差別の実態と糾弾闘争の課題

報告

インターネット上におけるゲーブルマップの

「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」掲載の問題点

部差解放同盟鳥取県連合会倉吉市協議会

下吉眞一

の地域を知らない人でもおおよその見当はつくことになる。

自治体の公共施設は条例設置が義務づけられている。条例はインターネット等で公開され、だれでも閲覧ができる。条例には施設名、設置目的、住所、地番などが記されているため、その情報をもとに住宅地図に施設の所在地を貼り付けることができる。自治体の条例情報が悪用されている。

鳥取県内で、インターネット大手検索会社のゲーブル社が運営するゲーブルマップ上に「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」という題名のマップが発見された。鳥取県の地図上に、同和

クリッタして拡大していくば、最後には住宅地図が示される。現在、鳥取市内二八、倉吉市一三、米子市五、岩美町二、智頭町二、合計五〇カ所に青いマークで示されている。

場所によつては航空写真も表示できる。幹線道路の名前やその地域にあるスーパーやJAなどの名称も表示されるので、それらを合わせて見れば、こ

の対策事業で建設された隣保館、集会所、地区会館の位置が示され、それを

策でつくられたので、もちろん周辺は同和地区です。地方自治法上の公の施設なので、施設名、位置ともに公開情報です。法務省人権擁護局、部落解放同盟、鳥取県も公認の差別対象地域です。この近くに住むと、就職や結婚を断られたりする厳しい現実があるそうです。この付近の出身とわかると、商売での取引も敬遠されるとのことです。そんなことがあるわけはないので、皮肉としてつかった地図です」という文章。

大阪市や滋賀県の同和地区の地図も掲載

鳥取県だけではなく「大阪市内の同和地区（被差別部落）」という題名の地図も掲載している。掲載当時のコメントは、「大阪市内の同和地区。これは大阪市同和事業促進協議会（現在の大坂市人権協会）の五〇年の歩み、と

いう本に書かれていた大阪市内の同和地区の区域をそのまま掲載したものであります。この資料は大阪府立図書館や国立国会図書館で盛大に公開されています。法務省人権擁護局、部落解放同盟が、これらの地域に住むと、就職や結婚を断られたりする差別対象地域だといつてはばかりないので、皮肉として載せていました」としている。現在は、さらに、「不動産取引でも忌避されれるそうなので、土地を売買される方は大阪法務局から、消さなくともよいと、公認をいただいております。文句があれば、大阪法務局までどうぞ」というコメントを載せている。

県愛荘町から糾弾をされた事件があるので、役場に問い合わせなくともわかるよう掲載をしました」と、部落差別解消のために努力している人びとを挑発し、あざ笑うかのような内容を載せていく。

そのほか、滋賀県の英語バージョンや、「滋賀県連〇〇支部（計一支部）」と題した地図など、全部で一五におよぶ地図が掲載され公開されている。

高度情報化社会を悪用し、家一軒一軒まで特定するという史上最悪のインターネット版「部落地名総鑑」だと言える。

#### 意図的・挑戦的な主張

この掲載者は、二〇〇九年九月四日にグーグルマップに初めて掲載したとき、次のような内容を書き込んでいます。「自称人権団体（同和団体）の不

合理的な主張を鵜呑みにする総務省およびグーグル社の姿勢に抗議します。これは同和地区に関係した施設の位置です。自治体により公開されている情報をそのまま掲載しています。：同和地区に関係すれば、差別や人権侵害の対象になるという事実はありません。むしろ自治体や企業が「公然の秘密」として扱うことが偏見を生んでいます」という内容で、この掲載が意図的であり挑戦的であることを示している。公開されている条例情報を二次的に転用しただけであると居直り、他の自分のホームページにおいても、これまで取り組まってきた部落解放運動・同和教育、同和対策事業などを批判し、運動体や行政が差別を生み出しているといった内容のものを掲載している。

また、「滋賀の同和地区一覧」をなぜつくったのか、ということを書いている。「住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認定された同和地区です。実際にそのような事が起るか検証したいので、なるべく最低最悪な形で掲載したいと思います。：完璧なりストなので、逆に言えば滋賀県内で掲載されていない地域は同和地区ではないということがあります。ほぼ間違いないとは思いますが、なにぶん数が多いので、ここが間違っているという指摘は大歓迎です。：実際にこのリストを使って部落差別をした、あるいはこのリストにより部落差別を受けた方はご連絡ください」と書いている。

掲載者は、このような地図を公開しても差別は起こらない、差別がほんとうにあるかどうか確かめるためにこのようないい地図をつくって公開していると主張している。

この地図が掲載されて以来、鳥取県、鳥取地方法務局、条例情報を悪用された各自治体、解放同盟倉吉市協議員がこの問題について質問し、平井知事は、グーグルマップ掲載の問題について、「許されざる行為」であり、「文書等できちんと削除要請を再度通告することにいたしたいと思いますし、サイトの対応によつては、我々と

### グーグル社、行政に対する働きかけ

しても改正に対処していきたい」と答弁し、法整備について、「今後とも国に対して求めてまいりたい」と答弁している。

県行政に対して、この問題を認識させ、県として取り組みを行わせるということで、一定の成果があった。

#### 行政・関係団体と連携した取り組みを

今後の取り組みは、もつと具体的で効果的な要請が必要だと考えている。県としても正式な要請文を出そうと考えており、各自治体も同一歩調で取り組むことも必要かと思う。

また、多くの市町村、運動団体、関係団体と連携した取り組みの必要性もある。県内の一九市町村と連携すること、部落解放・人権政策確立要求県実行委員会、あるいは鳥取県人権教育推進協議会といった関係団体、労働組合

合、企業を巻き込んで、大きなうねりをつくることが必要だ。

各自治体の情報公開の制度も検討してみる必要があるのではないか。いまはほとんど無制限で公開しているが、それがほんとうに必要なのかどうか、たとえば原則として公開するが、インターネットではしない、といった対応もあってもいいのではないか。

また、条例情報を悪用された自治体や解放同盟の地元の当事者とグーグル社との話し合いが必要だ。

#### 差別を許さない社会システムの確立を

われわれとしては、被差別部落の情報を隠したり、「公然の秘密」として取り扱うつもりはまったくない。むしろ被差別部落の歴史やそこに暮らしてきた人びとの生き方、差別との闘いの歴史などを広く多くの人に訴え、理解を求めることが差別をなくすことにつながるし、不確かな情報や、知らな

人の思いをグーグルに届けることも大事な取り組みではないかと思う。

そしていま、奈良県や三重県で取り組んでいるチエックシステムの確立も鳥取県では急がれる。たとえば県の職員研修の一環として、インターネットを使って、ネット上に氾濫しているこのような問題を自分の目で確認し、そして削除要請などを研修者が行うという取り組みも必要だ。

い、ということが差別意識を温存し、助長すると考えている。しかし、現段階ではこのような情報が公開されることは、場合によつては差別に加担する可能性を秘めていることから、きわめて問題があり、差別を防止するという観点からも公開は不適切であると言わねばならない。

人権侵害救済法、差別禁止法の制定、差別を許さない社会システムの確立が急を要する課題だ。このような差別や人権侵害に歯止めをかけ、被害に苦しむ人びとを救済する、そういう制度の確立がいま求められている。

### 討議

会場から（鳥取）いま報告された鳥取の事件の重大さを考えてほしい。こうして討議している間にも、この情報が

拡大再生産され、コピーされてどんどんふくらんでいく。被差別者当事者としては見るに耐えない。また被差別当事者は、情報格差、デジタル・ディバイドのなかで、こういう事実があることを知らない。自分たちが知らないなかで、自分たちのことがネットに流れているという悲しさもある。真剣に知恵を出し合つて、今日の分科会では、この問題を研究課題に終わらせず、こんなことをしようということを申し合わせて、それを来年の全研に持ち寄りたい。

会場から（奈良）奈良では、行政職員が中心になつて、「奈良県インターねつト掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」を立ち上げた。鳥取の報告のなかで、奈良県や三重県のチエックシステムと言わたが、私たちは行政、公権力なので情報をチエックしているのではなく、行政の責務として実態を把握するための活動をしている。インターネット上の差別は、モットモットと増えていくと思う。運動体や行政、教育関係の方、市民運動にかかわっている方に訴えたいのは、それがどの自治体でのネット上の差別事象の実態把握に取り組んでほしいということ。それを全国的に情報交換して、ゲーベル社や国に対しても声をあげることができればと思う。

会場から（大阪）地図上でピンポイントで表すのは、鳥取県だけではなく、熊本や大阪でも、解放同盟役員の家などを特定するものが出てきている。ゲート・ストリートビューで、地上から家屋敷の様子まで見られる。ほかにも、兵庫県の被差別部落をピンポイントでマークしている地図など、いろんな人が、差別の地図を無数につくつて

いる。ストリートビューのサービスにしても、差別に利用され続けている。

外国では、オーストリア、ドイツ、フランスなど、インターネットの差別を取り締まる法律がある。しかし、スインティ・ロマの人たちは、厳しいネット差別にさらされている。サーバーがアメリカに置かれているから規制できない。スインティ・ロマの人たちは対する差別扇動がインターネットで流れされ、そこから、スインティ・ロマの人たちに対する襲撃という実力行使が始まっている。

インターネット上の差別についての国内法を持つている欧州でも、インターネットの特性を利用して差別が蔓延し、それを背景にして、しばらくする

いる。テロが起るようになる。そのようにして、日本でも、いつ在日コリアンや被差別部落などへの個人的なテロ攻撃が起こらないともかぎらない。そういう危険な空気をインターネットは生み出しているのではないかと懸念する。

会場から（福岡）グーグルマップで部落を特定できることによって、結婚や就職に影響を与えるというのが問題点ではないか。グーグルマップは便利な面もあるが、こういう地図を載せることで、だれの得になるのか。われわれからすると、得なことは一つもない。

山崎 愛知県でも二〇〇七年に「B地区へようこそ」という差別ホームページの事件があつた。日常生活が居住する空間が写され、愛知県、岐阜県、三重県の部落が、ネットで公開された。私たちも悩んで、発信者をつづき

とめようとしたが無理だったので、とにかく削除しようと思名古屋市内在住の二六歳の青年が逮捕されたが、当事者である私たちには何の情報も入ってこない。いま名古屋法務局が彼に対し啓発をしているというが、状況をたずねても法務局は教えてくれない。

私たちとしては彼とコンタクトを取りたいが、住所も知らないので、弁護士を通じて彼に手紙を書いたり、本を送ったりしているが、彼からは返事がない。インターネットというのは見えないところで差別される。私たち自身も救われない実態が、二〇〇七年から今日まで続いている。

北口 部落地名総鑑事件は、一九七五年に第一の地名総鑑が発見して、現在、第一〇まで地名総鑑の存在がわ

かつては、さらに、最も恐れていた電子版地名総鑑の存在が発覚し、二〇〇六年九月に回収された。これは、一九九二年から九三年にかけて入力されたもので、第八と第九の地名総鑑の内容を三十数枚のフロッピーに分けて入れてあつた。

最も悪質と言われるのが第八と第九の地名総鑑。とりわけ第八は、「被差別部落の調べ方」を、七項目にわたって書いてある。第九は、大阪の興信所がつくつたもので、大阪とその周辺の一つ一つの被差別部落の概況や、その地区にどんな姓が多いかということも書いてある。

第九の地名総鑑は、発覚したのは二〇〇五年一二月だが、作られたのは一九六〇年前後と思われ、地名総鑑のうちで最も早い。一九六〇年から半世紀、地名総鑑事件はいまだに終わっていらない。古くて新しい課題だ。地名総鑑が本という形で出るか、ネットという形で出るかの違いだが、ネットに出ると質的に変わる。地名総鑑はお金で売買されていたが、ネットは違う。アクセスする人すべてがわかる。ネット上で起こっているという特殊面と、これまでの事件との共通面とを合わせて理解していただきたい。

ネット上では、部落差別だけではなく、たくさんの問題が起こっている。部落には、社会的な矛盾が集中して表れるが、ネットに表れる部落差別の問題を解決することは、その他のネット上の問題の解決にもつながる。

差別事件かどうかを判断する場合、 $5W1H$ で考えてほしい。つまり、何を、だれがだれに対し、いつ、どこで、どういう目的で、どんな方法で行つたか、ということを整理して、その

事件が差別かどうかを判断する。私はちは、このような地図をネットに出す目的の正当性も手段の正当性もないと思っている。

『ナチズム』という本を書いたエルンスト・ブロッホが、ナチスドイツのことを批判して、「政治とメディアが連携すれば、どんな文化の国もたちまち野蛮の国だ」と言つた。ナチスは当時のメディアである映画とラジオを駆使して、ナチズムにドイツ国民全体を引っ張つていった。政治とネットが連携すれば、どんな人権の国もたちまち差別の国になる。その意味でも、この問題は、たんに部落差別の問題だけではなく、これを解決していく方策を私たちが考えていくことは、日本社会全体のプラスにもなる。